

第1期志津川高校魅力化構想（案）に関する パブリックコメントについて

1 目的

南三陸町高校魅力化協議会（以下「協議会」という）が「第1期志津川高校魅力化構想」をまとめるに当たり、当該構想案に対して広く町民等から意見を募集し、町民の参画による高校魅力化の推進に資することを目的とする。

2 実施機関

南三陸町

3 公表について

(1) 公表日

令和2年2月28日（金）（予定）

(2) 公表資料

第1期志津川高校魅力化構想（案）全文

第1期志津川高校魅力化構想（案）概要版

(3) 公表場所

南三陸町のホームページに掲載するとともに、南三陸町企画課地方創生・官民連携推進室及び歌津総合支所に備え置き供覧する。

(4) 周知広報

南三陸町のホームページや町広報媒体

4 意見の提出について

(1) 意見の募集期間

令和2年2月28日（金）から令和2年3月13日（金）まで（予定）

(2) 意見の提出方法

企画課地方創生・官民連携推進室あてに持参、郵便等、ファクシミリ、電子メール

(3) 意見で用いることのできる言語の種類

日本語

(4) 意見提出者に関して明記を求める事項

氏名、住所、電話番号

(5) 意見の提出先

南三陸町企画課地方創生・官民連携推進室

5 意見の取扱い

- (1) 提出された意見等については、企画課地方創生・官民連携推進室で整理し、直近の協議会に報告する。その際、意見提出者の氏名等の個人情報は付さないものとする。
- (2) 提出された意見のうち、趣旨が不明確なもの、公表することにより町民等の権利利益を侵害する恐れがあるもの及び4(4)で求める事項の記載のないものについては、協議会に報告しないものとする。
- (3) 協議会は、提出された意見を十分考慮して、構想をまとめるものとする。
- (4) 協議会は(3)により構想をまとめたときは、提出された意見等に対する協議会の考え方を公表するものとする。ただし、意見のうち単なる賛否のみの表明に係るもの及び公表した構想案と関連のないものについては、協議会の考え方を公表しないこととする。
- (5) 協議会は(3)により構想案を修正したときは、その修正の内容及び理由等を構想と併せて公表するものとする。

6 その他

本パブリックコメント手続きの実施に関し必要な事項は、南三陸町が定める「南三陸町意見公募手続き実施要綱」により取り扱うものとする。